

熊本県地域リハビリテーション推進会議設置要項

(目的等)

第1条 高齢者等が住み慣れた地域で自立し、いきいきとした生活がおくれるように、医療・保健・福祉の各分野で実施されるリハビリテーションが、効果的・効率的に実施されるよう支援するための方策を協議するために、熊本県地域リハビリテーション推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、地域リハビリテーション推進のために必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 会議は、別表の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会議の会長は、委員の互選によって決定する。

4 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年12月19日から施行する。

2 この会議は、熊本県市町村介護予防事業評価支援会議を兼ねるものとする。

3 本要項の制定にともない熊本県地域リハビリテーション推進協議会設置要項は廃止する。